

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県財政状況の公表に関する条例		
条 例 番 号	昭和 23 年神奈川県条例第 30 号	法 規 集	第 3 編第 8 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定による県の財政状況の公表に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	公表事項は、県民が県の財政状況を把握するために十分なものであり、有効であるが、公表対象期間については、本県の財政状況と他都道府県の財政状況との比較を容易にするため、改善を検討する必要がある。	公表対象期間については、本県は前年 11 月～4 月、5～10 月としているのに対し、他都道府県においては前年 10～3 月、4～9 月としている。
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	公表事項は、県民が県の財政状況を把握するために過不足ないものであり、かつ、公表回数も適切であることから、効率的である。	6 月：知事の財政方針ほか 12 月：前年度の決算の概況ほか
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	神奈川力構想に位置づけられた「県民との対話による開かれた県政の推進」及び神奈川県自治基本条例に定める県政運営の基本原則である「透明かつ公正な県政運営」の趣旨に適合するものである。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。 〕	地方自治法第 243 条の 3 第 1 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	公表期間の改善について検討する必要があるため。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>